

「手づくり郷土賞」応募要領

国土交通省

1. 「手づくり郷土賞」とは

全国各地において、その地域固有の自然や歴史、伝統、文化や地場産業等を貴重な資源として再認識し積極的に活用した、魅力ある地域づくりの成功例が多く見受けられます。

このような地域の魅力や個性を創出している、良質な社会資本及びそれと関わりを持つ優れた地域活動を一体の成果として発掘・評価し、「手づくり郷土賞」として表彰することにより、好事例を広く紹介し、個性的で魅力ある郷土づくりに向けた取組が進むことを目指しています。

「手づくり郷土賞」は昭和61年度に創設され、平成21年度で24回目の開催となる国土交通大臣表彰です。

2. 表彰内容

地域の魅力を創出している、良質な社会資本及びそれと関わりのある優れた地域活動を一体的に表彰する「手づくり郷土賞（一般部門）」、これまでに受賞したもののうちなお一層の活動の充実が行われるなど地域づくりに貢献しているものを表彰する「手づくり郷土賞（大賞部門）」の2部門にて実施します。

なお、受賞者には、認定証が授与されます。また、選定された好事例は、パンフレットやホームページなどを通じて広く全国に紹介される予定です。

3. 応募について

1) 応募団体：

社会資本を管理する地方公共団体（都道府県、市区町村）、又は社会資本を有効活用し地域づくり等に取り組む活動団体が、単体もしくは共同で応募するものとします。

2) 応募対象：

手づくり郷土賞（一般部門）は、地域の魅力や個性を創出している、社会資本及びそれと関わりのある地域活動が一体となった成果（以下、単に「成果」という）を対象とします。

手づくり郷土賞（大賞部門）は、これまでに「手づくり郷土賞」を受賞した社会資本又は社会資本と関わりのある活動を含む成果を対象とします。

3) 提出方法：

応募資料（応募用紙、参考資料及び自己PR映像）を、募集期間内に提出してください。なお、提出先は「6. 問い合わせ先」へ確認願います。

応募用紙は、国土交通省ホームページよりダウンロードできます。ご利用ください。

URL: <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/te dukuri/entry/index.html>

4) 「手づくり郷土賞」の対象とならないもの：

※次の事項に該当する場合には、手づくり郷土賞の対象とはなりませんので、ご注意ください。

- ①社会資本の整備、維持管理、利活用等と関わりが認められない活動
- ②行政機関が主導している活動
- ③活動期間が3年未満の活動
- ④地域社会、地域住民への貢献が認められない活動
- ⑤これまでに、全国規模で行われている同趣旨の他の表彰を受けている場合は、当時の表彰内容と今回の応募内容が同一のもの（内容の発展が認められれば可）

5) スケジュール（予定）：

募集開始 (平成21年 7月16日)
募集締め切り (平成21年 9月11日)

応募資料は各地方整備局等にて応募要件のチェックを行った後、地方整備局等内に設置される地方運営委員会の評価結果を付し、国土交通本省へ提出されます。

応募の対象とならないものがあつた場合は、その旨応募団体へ通知いたします。

選定委員会による選定 (平成22年 1月)
選定結果の公表 (平成22年 1月)
認定証授与式 (平成22年 3月)

4. 選定について

1) 「手づくり郷土賞」の選定対象

次の要件を満たすものが、「手づくり郷土賞」として選定されます。

【手づくり郷土賞（一般部門）】

次の①及び②の要件を満たし、他の地域のモデルとなり得るもの。

- ① 地域の自然的・社会的条件等を踏まえた創意・工夫のもと、社会資本が整備・維持管理・利活用等されていること。
(例えば、評価するイメージは以下のとおり。
 - ・里の原風景を残し、環境学習・景観学習が出来るような整備がされている。
 - ・点在する自然・歴史・文化空間をネットワーク化した、回遊ルートが形成されている。
 - ・地域の歴史文化を継承する場として、街並みが保全・利活用されている。
 - ・世代間の交流を促進するよう、使い勝手を考慮した工夫が凝らされている。
 - ・社会資本自身が地域資源として定着し利活用されている。 など)
- ② 社会資本を有効活用し、地域の魅力の向上のための創意・工夫が行われており、公益性を有すること。
(例えば、評価するイメージは以下のとおり。
 - ・コミュニティの育成、交流空間を創造している。
 - ・郷土愛の醸成、環境や景観の次世代への継承を目指している。
 - ・身近な社会基盤を見つめ直し、活かし、豊かな暮らしにつなげている。
 - ・地域づくりの起爆剤になっている。住民と行政の連携を促している。 など)

【手づくり郷土賞（大賞部門）】

「手づくり郷土賞」を受賞した後、なお一層の活動の充実が行われるなど、個性的で魅力的な地域の実現に寄与し、他の地域のモデルとなり得るもの。

（例えば、評価するイメージは以下のとおり。

- ・地域づくりの成功事例の継続的な展開・進展により、新たな好事例を生んでいる。
- ・地域資源の地道な継承活動や新たな試みの付加により、地域の魅力が観光資源として認められ定着している。
- ・整備をきっかけに生まれた住民の交流が、住民主体によるまちづくりの気運を高め、行政協働のまちづくりに発展している。
- ・地域づくり活動が新たな産業を創出するなど地域振興へ寄与している。 など

2) 選定

応募資料及び地方運営委員会の評価結果をもとに、学識者等からなる「手づくり郷土賞」選定委員会により審査を行います。

個々の委員により予備審査を行った後、選定委員会を開催し、厳正な審査を経て選定されます。

なお、審査を行う上での選定のポイントは以下のとおりです。

- ①社会資本の整備・維持管理・利活用にあたっての創意・工夫
（地域特性を踏まえた整備・維持管理上の工夫、地域資源としての育成・活用 等）
- ②地域活動における創意・工夫、取組の独創性
（新しい発想、住民自ら考え工夫を凝らした取組 等）
- ③地域づくりへの成果及び波及効果
（地域への思いに富んだ取組、地域づくりの枠を越えた効果 等）
- ④今後の活動の継続性・発展性
（住民が長く活動を続けられる仕組み、周囲を広く巻き込む工夫 等）
- ⑤他の参考となるような先進性・先導性
- ⑥その他（上記以外の特に優れた内容）

上記に加え、大賞部門においては以下のポイントも重視します。

- ⑦社会資本の地域への定着状況
（地域のシンボルとして広く認識されている、多くの地域住民が日常的に活用 等）
- ⑧活動の継続状況
（規模を広げながら着実に継続している 等）
- ⑨活動の発展状況
（新たな取組を創出している、他地域へ波及している 等）

5. その他応募にあたっての留意事項

- 応募資料提出後、担当窓口等から内容の問合せを行う場合がございます。
- 応募資料は原則返却いたしません。返却が必要な資料については、その旨明記下さい。
- 添付する写真について
 - ・写真は評価の上で非常に重要な判断材料となります。応募資料に写真を添付される場合には、写真貼付箇所に強調したい点のコメントを載せて下さい。その際、「手づくり郷土賞」の趣旨に鑑み、なるべく無人の写真ではなく利活用状況が分かる写真を添付して下さい。
 - ・写真の内容については、第三者の肖像権、プライバシー等を侵害することのないよう十分気をつけて下さい。また、選定された場合は、受賞団体の公表時や、冊子、ホームページ等の受賞団体紹介等で使用することがありますこと、事前にご了承願います。

6. 問い合わせ先（担当窓口）

（事務局）

国土交通省 総合政策局 事業総括調整官室 事業調整第三係

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 TEL：03-5253-8111

（各地方窓口）

北海道開発局 開発監理部 開発調整課 調整係

〒060-8511 札幌市北区北八条西2丁目 TEL：011-709-2311

東北地方整備局 企画部 企画課 事業景観・連携係

〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15 TEL：022-225-2171

関東地方整備局 企画部 企画課 環境係

〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 TEL：048-600-1329

北陸地方整備局 企画部 広域計画課 幹線道路調査係

〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 TEL：025-370-6687

中部地方整備局 企画部 広域計画課 計画調整係

〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 TEL：052-953-8129

近畿地方整備局 企画部 企画課 事業調整係

〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 TEL：06-6942-1141

中国地方整備局 企画部 広域計画課 地方計画係

〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 TEL：082-511-6132

四国地方整備局 企画部 広域計画課 幹線道路調査係

〒760-8554 高松市サンポート3-33 TEL：087-811-8309

九州地方整備局 企画部 企画課 事業調整・連携係

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 TEL：092-471-6331

沖縄総合事務局 開発建設部 建設行政課 事業調整係

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 TEL：098-866-1908